

【加熱式たばこ】の取扱について

法律では加熱式たばこに限り、喫煙と飲食が可能な『指定たばこ(加熱式たばこ)専用喫煙室』の設置を認めていますが、条例では指定たばこ専用喫煙室は設置しないよう努めることと規定しています。加熱式たばこも紙巻きたばこと同様、喫煙専用室での喫煙に御協力ください。

※設置する場合は・・・

『指定たばこ専用喫煙室』を設置する場合においても、店舗及び喫煙室の出入口へ標識の掲示義務があります。(法律)

※喫煙専用室等の技術的基準(1、2、3)

全て満たす必要があります。

【店舗の出入口】 【喫煙室の出入口】



【喫煙目的室】は喫煙を主目的とするバー・スナック等のみ設置可能

喫煙をサービスの目的とする施設(喫煙目的施設)については、喫煙専用室等の技術的基準に適合した室内空間に限り、喫煙目的室を設けることができます。以下の要件を全て満たす飲食店が、店舗の一部または全部を喫煙目的室とすることができます。

1. たばこの対面販売(出張販売を含む。)をしていること
2. 「通常主食と認められる食事」を主として提供していないこと

- 「対面販売」とは、たばこ事業法に基づく製造たばこ小売販売業の許可を得た者が営業を行う場所又は出張販売の許可を受けた場所において、たばこを販売することをいい、自動販売機のみによる販売はこれに該当しません。
- 「主食」とは、社会通念上主食と認められる食事をいい、米飯類、パン類(菓子パン類を除く。)、麺類、ピザ、お好み焼き等が主に該当します。

※設置する場合は・・・

『喫煙目的室』を設置する場合においても、店舗及び喫煙室の出入口へ標識の掲示義務があります。(法律)

※喫煙専用室等の技術的基準(1、2、3)

全て満たす必要があります。

【店舗の出入口】 【喫煙室の出入口】



【県庁出前講座】皆さまの疑問にお答えします!

健康増進法や秋田県受動喫煙防止条例など、受動喫煙対策について県の職員が説明に伺います。

- 説明時間 15～30分程度
- 費用 無料(会場は申込者でご準備ください)



健康増進法・秋田県受動喫煙防止条例についてのお問い合わせは
秋田県健康づくり推進課
 専用ダイヤル ☎018-860-1429

飲食店事業者向け

店舗の受動喫煙防止対策ガイドブック

令和2年4月1日から規制がスタート!

飲食店等は令和2年4月1日から、健康増進法及び秋田県受動喫煙防止条例により、**【原則屋内禁煙】**となります。

●従業員への受動喫煙対策

事業主(管理者)は、従業員の受動喫煙防止に取り組むよう努めなければなりません。



●20歳未満は喫煙エリアに立ち入り禁止!

20歳未満の方は、お客様はもちろん、従業員であっても喫煙可能なエリアに立ち入ることができません。



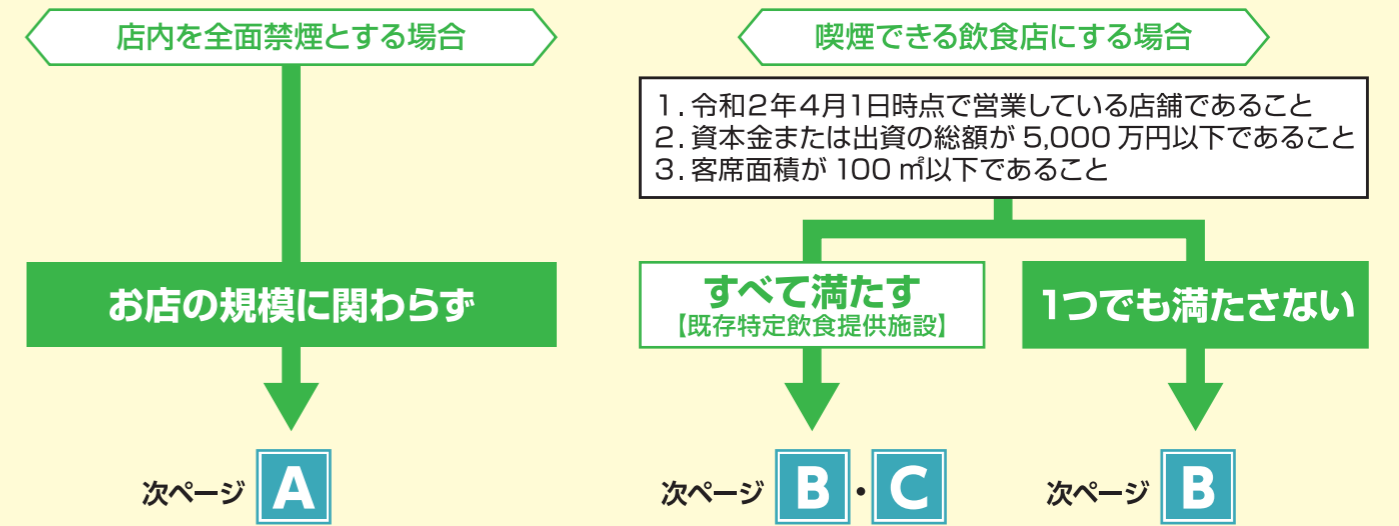
●店頭及び喫煙室への標識の掲示

店内が禁煙か、喫煙室があるかについて店頭に掲示しなければなりません。また、喫煙室がある場合には、喫煙室の出入口に標識を掲示しなければなりません。※違反した場合は法律による罰則の対象となります。



●喫煙環境はそれぞれのお店で選択を!

店内を禁煙とするか、喫煙可能とするかは、それぞれの判断により選択してください。※令和2年4月1日以降は、下のフロー図を参考にしてください。



受動喫煙対策について

飲食店が選択することができる環境は次のとおりです。
経営形態によって、選択できないケースもありますので、御注意ください。
※当冊子の中での「法律」とは「健康増進法(平成14年法第103号)」を、「条例」とは「秋田県受動喫煙防止条例(秋田県条例第4号)」を指します。



©2015秋田県んだっチ

A 店舗内を全面禁煙にする(推奨) — 全てのお店が選択可能 —

ア 店舗の出入口に標識を掲示する(条例)

店内禁煙の標識を店頭に掲示するよう努めてください。 **努力義務**

【ステッカー】



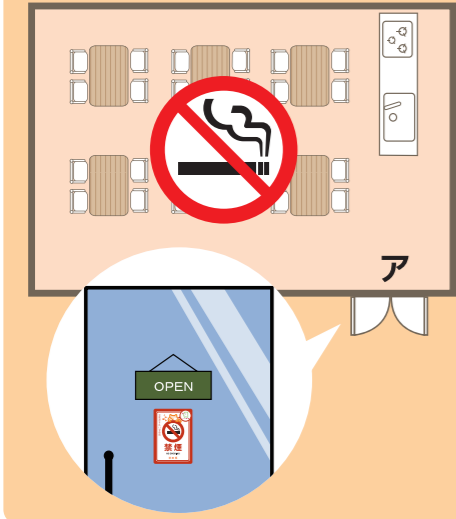
サイズ: A5

【ポスター】



サイズ: B3

県が作成した禁煙店の標識シール、ポスターを無料配布しておりますので是非ご活用ください!



B 飲食ができない「喫煙専用室」を設置する — 全てのお店が選択可能 —

※喫煙は可能ですが、喫煙専用室内での飲食の提供はできません。

ア 店舗の出入口に標識を掲示する(法律)

店内に喫煙専用室があることがわかるように、標識を店頭に掲示しなければなりません。 **義務**



イ 喫煙室の出入口に標識を掲示する(法律)

- ① その場所が喫煙専用室である
 - ② 20歳未満の者は立入禁止である
- 上記の標識を、喫煙専用室の出入口に掲示しなければなりません。 **義務**



▲県のポスターは、飲食スペースが禁煙であるお店にも掲示していただけます。是非ご活用ください!

喫煙専用室等の技術的基準

喫煙専用室などを設置する場合は、厚生労働省が定める次の技術的基準を満たしていなければなりません。

1. 出入口において室外から室内に流入する空気の気流が0.2m毎秒以上であること
2. たばこの煙(蒸気を含む。以下同じ。)が室内から室外に流出しないよう、壁、天井等によって区画されていること
3. たばこの煙が屋外又は外部に排気されていること

C 飲食及び喫煙ができる「喫煙可能室」を設置する — 要件を満たすお店のみ —

以下の要件を全て満たす飲食店は、経過措置として当面の間、店舗の一部(喫煙可能室)または全部(喫煙可能店)での喫煙及び飲食の提供が認められます。

1. 令和2年4月1日時点で営業している店舗であること
2. 資本金または出資の総額が5,000万円以下であること
3. 客席面積が100㎡以下であること

⚠ 従業員(親族、家事使用人を除く)がいるお店は、令和7年4月1日以降、設けることができません。 **A** または **B** の対策が必要となります。

【一部を喫煙可能室とする場合】



※ 喫煙専用室等の技術的基準(1、2、3)全てを満たす必要があります。

ア 店舗の出入口に標識を掲示する(法律)

店内に喫煙室があることがわかるように、標識を店頭に掲示しなければなりません。 **義務**



【全部を喫煙可能室とする場合(=喫煙可能店)】



※ 喫煙専用室等の技術的基準(2)を満たす必要があります。

イ 喫煙室の出入口に標識を掲示する(法律)

- ① その場所が喫煙可能室である
 - ② 20歳未満の者は立入禁止である
- 上記の標識を、喫煙可能室の出入口に掲示しなければなりません。 **義務**



【喫煙可能室(店)】を設置した場合は届け出が必要です

「喫煙可能室」を設置する際は、法律に基づき、所定の届出書により、管轄の保健所へ届出が必要となります。

以下の書類を保存することが義務付けられています。(保健所への提出は不要です。)

1. 施設(店舗)の客席部分の床面積に係る資料 <例>店舗図面等
2. 施設(店舗)が会社の経営の場合、資本金の額または出資の総額に係る資料 <例>資本金の額や出資の総額が記載された登記、貸借対照表、決算書、企業パンフレット等